

琵琶湖の総合的な保全の推進について

資料2-1

○琵琶湖の総合的な保全の推進については、平成32年度(令和2年度)をもって第2期計画期間の終結を迎える。
○令和3年度以降については、琵琶湖法の体系に統合し、法体系の中で関係機関等が十分に連携を図りながら、さらに琵琶湖の保全及び再生を推進していくことが必要。

S47~H8

H9~H10

H11~H32(R2)

R3~

琵琶湖総合開発特別措置法

(昭和47年法律第64号)

※計画事業の完了により廃止

- ・人口の増加、土地利用の変化
- ・生態系への環境負荷
- ・水質の環境基準未達成 等

保全・再生の必要性

新たな法律が制定されるまでの
事実上の『下支え』

H27.9

琵琶湖法の制定

議連

琵琶湖の保全及び再生に関する法律
(平成27年法律第75号)

○法・基本方針・法定計画に基づく
施策の実施

○国、地方公共団体の連携

【主務大臣】

総務省、文科省、農水省、国交省、環境省

【関係行政機関】

財務省、厚労省、経産省

【関係地方公共団体】

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、
大阪市、堺市、神戸市

フォローアップ

さらなる推進へ
保全・再生の

R2幹事会・協議会への報告

非法定の連携へ

施策の総合、計画化

連携による保全の推進

琵琶湖の総合的な保全のための計画調査
(国土庁建設省・環境庁・厚生省・農水省・林野庁の合同調査)

琵琶湖の総合的な保全の推進

<対象事項>

- 保全対策分野(水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全)
- 共通基盤分野(参画・実践、交流・情報、調査・研究)

<推進体制>

【琵琶湖総合保全連絡調整会議】(国交省、厚労省、農水省、林野庁、水産庁、環境省)

【琵琶湖総合保全推進協議会】(上記行政機関の近畿地方支分部局、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、
大阪市、神戸市)

【第1期計画期間】(H11~H22)

(目標:保全分野)

【水質】昭和40年代前半レベルの流入負荷の実現

【水源】基盤となる浸透貯留域の面的確保

【自然】ビオトープのネットワークの骨格の概成に向けた拠点確保

ふりかえりと
新たな目標設定

【第2期計画期間】(H23~H32)

(目標:保全分野)

【水質】健全な生態系を維持し、安心して飲め、安全なレクリエーション利用が可能な
水質環境を目指す(+具体目標)

【水源】浸透貯留域の面的確保・機能向上と人為の水循環の改善を目指す(+具体目標)

【自然】湖辺域の機能向上と在来生物の生息状況の回復を目指す(+具体目標)

ふりかえりと
今後の方向性
の検討

50年後の
ありつべき姿

段階的に施策の実現を図ることにより、持続的に琵琶湖の総合保全のための事業、取組を推進